

地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市民病院機構中期計画（以下「中期計画」という。）に基づき、診療料等に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 中期計画第9第1項(2)の自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定により損害賠償額を請求できる者の使用料については、中期計画第9第1項(1)の規定により算定した使用料に1.5を乗じて得た額とする。

2 中期計画第9第1項(2)に規定するその他理事長が定める者のうち、日本国籍を有さず、かつ日本国内で有効な公的医療保険の資格を有しない者の使用料については、中期計画第9第1項(1)の規定により算定した使用料に2を乗じて得た額とする。

(保険外負担)

第3条 中期計画第9第1項(3)①の保険外負担料の額は別表第1のとおりとする。

(個室料)

第4条 中期計画第9第1項(3)②の個室料の額は別表第2のとおりとする。

(手数料)

第5条 中期計画第9第2項の手数料の額は別表第3のとおりとする。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

1 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定（分娩料、多胎分娩料、新生児保育料及び妊産婦健康診査料に係る部分に限る。）は、平成28年1月1日以後の分娩、多胎分娩、新生児保育及び妊産婦健康診査に適用し、同日前の分娩、多胎分娩、新生児保育及び妊産婦健康診査については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第1の規定（産科指導料、簡易超音波検査料及び4D超音波検査料（写真交付する場合）に係る部分に限る。）は、平成28年1月1日以後の指導及び検査に適用する。

附 則

この改正規程は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

（施行日）

- 1 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）以後に実施するものに適用し、施行日前に実施するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第3の規定は、施行日以後に発行された文書に適用し、施行日前に発行された文書については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程別表第1の規定は、平成28年4月1日以後に実施するものに適用し、同日前に実施するものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程別表第1の規定は、平成29年1月1日以後に実施するものに適用し、同日前に実施するものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定（産科諸雑費等、リンパ浮腫治療料に係る部分に限る。）は、平成30年1月1日以後に実施するものに適用し、同日前に実施するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第1の規定（MEN1遺伝子診断料及び診療録開示に伴うX線フィルム複写料（画像データからX線フィルムの場合）に係る部分に限る。）は、平成29年4月1日以後に実施するものに適用し、同日前に実施するものについては、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第2条第2項の規定は平成31年4月1日（以下、「施行日」という。）以後に診療を受ける者に適用し、施行日前に診療を受ける者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規程にかかわらず、改正後の規程第2条第2項の規定は、施行日前から入院し、施行日以降継続して入院診療を受ける者について適用しない。
- 4 改正後の規程別表第1の規定は、平成31年4月1日以後に実施するものに適用し、同日前に実施するものについては、なお従前の例による。ただし、分娩料に係る部分は、平成32年2月1日以後に分娩するものに適用する。

附 則

この改正規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和元年10月1日から施行する。

- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、令和元年10月1日（以下、「施行日」という。）以後に実施する者に適用し、施行日前に実施する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第2の規定は、施行日以後の個室の使用に係る個室料に適用し、施行日前に個室の使用に係る個室料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規程別表第3の規定は、施行日以後に交付の求めがあった文書に適用し、施行日前に交付の求めがあった文書については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、令和3年4月1日（以下、「施行日」という。）以後に実施する者に適用し、施行日前に実施する者については、なお従前の例による。ただし、分娩料に係る部分は、令和4年3月1日以後に分娩するものに適用し、患児家族等宿泊施設使用料（以下「使用料」という。）に係る部分は、施行日以後の使用に係る使用料に適用し、施行日前から引き続き宿泊施設に滞在するものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第1の周術期デュルバルマブ静脈内投与療法については、厚生労働省先進医療技術審査部会での協力医療機関の追加申請が承認された日から施行する。
- 4 改正後の規程別表第3の規定は、施行日以後に交付の求めがあった文書に適用し、施行日前に交付の求めがあった文書については、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程別表第1の規定（初診及び再診にかかる選定療養費に係る部分に限る。）は、令和4年4月1日以後に診療を受ける者に適用し、施行日前に診療を受ける者については、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程別表第1の規定は、厚生労働省先進医療技術審査部会での協力医療機関の追加申請が承認された日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程別表第1の規定は、令和5年4月1日（以下、「施行日」という。）以後に実施する者に適用し、施行日前に実施する者については、なお従前の例による。

附 則

この改正規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人大阪市民病院機構診療料等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定の郵便手数料（簡易書留）に係る部分は、令和6年1月1日（以下「施行日」という。）以後に交付の求めがあった文書に適用し、施行日前に交付の求めがあった文書については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規程別表第1の規定の拡大新生児マス・スクリーニング検査に係る部分は、令和6年3月1日以後に実施する者に適用し、HLA-A, B, C, DR遺伝子検査（造血幹細胞提供者）及びHLA-C遺伝子検査（造血幹細胞提供者）に係る部分は、令和6年4月1日以後に実施する者に適用し、施行日前に実施する者については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規程別表第3の公費医療申請に関する診断書・証明書に係る部分は、令和6年4月1日以後に交付の求めがあった文書に適用し、施行日前に交付の求めがあった文書については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程別表第2の規定は、施行日以後の個室の使用に係る個室料に適用し、施行日前から個室を使用している個室料については、なお従前の例による。